

京都市告示第 5 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条第3項の規定により，次の食鳥検査機関について，食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項の指定とみなし，同法第23条第1項に基づき告示します。

平成29年4月3日

京都市長 門川大作

1 指定検査機関の名称

公益社団法人 京都保健衛生協会

2 指定検査機関の主たる事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

京都市南区西九条西柳ノ内町28-2

3 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務

次の食鳥処理場における食鳥検査業務

(1) 名称

中央食鶏株式会社

(2) 所在地

京都市下京区梅小路東中町104の3

4 指定をした日 平成29年4月1日

(保健福祉局医療衛生推進室健康安全課)